

平成30年1月9日

日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課

多世帯同居改修工事に係る所得税の税額控除制度の利用状況等に関する
調査の実施について（協力依頼）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）及びその関係法令の改正により、昨年度から、家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替に係る所得税の税額控除制度（以下「本制度」という。）が開始されました（法第41条の3の2第8項、第41条の19の3第5項等）。

この点、同居しやすい住宅ストックの形成を促すという本制度の趣旨を踏まえ、本制度の利用状況及び多世帯の同居の状況等に関する調査を行うこととしており、昨年度本調査にご協力いただいたところです。今般、今年度も引き続き調査行うこととなりましたので、ご案内させていただきます。

また、本調査は施主が回答する形式としているため、昨年度同様、建築士が多世帯同居改修工事の設計の依頼や、本制度に係る増改築等工事証明書の発行の依頼を受けた際に、別添の「同居対応リフォームに関するアンケートのお願い」、「同居対応リフォームに関するアンケート」等を施主（税制利用予定者）に対してお渡し頂くことにより実施いたしたく、ご協力をお願いします。

なお、調査結果については、本制度の利用状況及び多世帯の同居の状況等を把握する以外の目的で使用することは、一切ありません。また、本調査への回答は、本制度を受けるための条件ではありません。

貴職におかれましては、貴団体会員に対しても本調査の周知方をお願いします。